



佐賀県公報

平成16年
2月18日
(水曜日)
第 12418号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

○解除予定保安林
○指定施業要件変更予定保安林
○○○○

（一一三・森林整備課）一
（一一四・商工課）一
（一一五・農村計画課）二
（一一六・商工課）二
（一一七・農村計画課）三

○○○○
○○○○
○○○○

公 告

○精密型セオドライト及び専用架台等の購入に係る一般競争入札
○県営兵庫西部地区土地改良事業計画変更決定

人 事 委 員 会 事 項

○佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規

（規則・二）五

公 安 委 員 会 事 項

○佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

（規則・一）五

●佐賀県告示第百十三号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

杵島郡大町町大字大町字杉谷籠四六五六の一八

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由 指定理由消滅のため

●佐賀県告示第百十四号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀市・鳥栖市・神埼郡東脊振村・脊振村・三養基郡中原町・小城郡小城市

町（以上二市四町村国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次とのおりとする。

(二) 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次とのおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第百十五号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月十八日

佐賀県知事 古川康

（一）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山村・巣木町・西松浦郡西有田町（以上三市五町村国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的

水源のかん養

（三）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次とのとおりとする。

イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（ア）伊万里市・佐賀郡大和町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

（イ）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（二）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（ア）立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（イ）立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

●佐賀県告示第百十六号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月十八日

佐賀県知事 古川康

（一）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥栖市・神埼郡東脊振村・三養基郡基山町・中原町（以上一市三町村国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的

水源のかん養

（三）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次とのとおりとする。

イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（ア）立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

県水産林務局森林整備課並びに鳥栖市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供すべし。)

●佐賀県知事第四十七号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣からの通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第三十三條の二において準用する同法第三十条の規定によつて告示する。

平成十六年一月十八日

佐賀県知事 古川康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松浦郡浜玉町・相知町(以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方針

ア 主伐に係る伐採種は、定めなし。

イ 主伐として伐採をするのがやむ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定めた標準伐定期以上のみのもの。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略)、その図面及び関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

收支等命令者

佐賀県経済部長 坂井浩毅

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

ア 精密型セオドライト及び専用架台 1式

イ オートレベル及び専用架台 2式

ウ 鉛直器及び専用架台 2式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成16年3月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月18日

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者

の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定

に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確實に納入できることと認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成16年2月24日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

- (1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成16年2月24日16時までに上記2の部局に提出すること。
- (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

平成16年2月26日17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟32号会議室

(2) 期限

平成16年2月27日10時

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記7の(1)の場所

9 入札保証金及び契約保証金

平成16年2月27日10時

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号) 第103条第2項第2号に

より免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいづれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者

- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

した者

(4) 1人で2以上の入札をした者

(5) 代理人でその資格のないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、

当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないとあるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

佐賀県土地改良事業（農地還元資源利活用）兵庫西部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月18日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農地還元資源利活用）兵庫西部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年2月19日から平成16年3月17日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をいよいよ公布する。

平成十六年一月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第一号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規

則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和11年佐賀県人事委員

会規則第十一号）の一部を次のよう改定する。

別表の公安委員会の警察本部の項中「企画官」を「企画室長」に、

「 知能犯捜査指導官 百分の十五 」 を

「 知能犯捜査指導官 百分の十五 」 に、

「 犯罪抑止対策室長 百分の十五 」

「 交通管制官 百分の十五 」 を

「 交通管制官 百分の十五 」 を

「 暴走族対策室長 百分の十五 」

「 暴走族対策室長 百分の十五 」

「 交通管制官 百分の十五 」

に改める。

3 附 則

この規則は、平成十六年二月十九日から施行する。

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をいよいよ公布する。

平成十六年二月十八日

佐賀県公安委員会

委員長 井田出海

●佐賀県公安委員会規則第一号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改定する。

第四条第二項を次のように改める。

2 警務課に、企画室を置く。

一 企画室は、前項第二号から第五号まで、第九号、第十号、第十六号、第十八号及び第二十号に掲げる事務をつかさどる。

二 企画室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

四 室長は、命を受け、企画室の事務を掌理する。

第十条に次の一項を加える。

2 生活安全企画課に、犯罪抑止対策室を置く。

一 犯罪抑止対策室は、前項第二号及び第三号に掲げる事務のうち、犯罪の抑止に関する事務をつかさどる。

二 犯罪抑止対策室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

四 室長は、命を受け、犯罪抑止対策室の事務を掌理する。

第二十条第三項第二号中「及び第一項第三号に掲げる事務」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「前項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 交通指導課に、暴走族対策室を置く。

一 暴走族対策室は、前項第三号に掲げる事務をつかさどる。

二 暴走族対策室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

四 室長は、命を受け、暴走族対策室の事務を掌理する。

別表第一の一の表の佐賀県鳥栖警察署の儀徳警察官駐在所の項中「旭新町」から「あさひ新町」に改め、同表の佐賀県大町警察署の福母警察官駐在所の項中「中通」の下に「宮浦町」を加え、同表の佐賀県大町警察署の橋下警察官駐在所の項中「大字芦原」の下に「大字大崎（久津具）」を加え、同表の佐賀県大町警察署の大崎警察官駐在所の項中「大字大崎」の下に「（久津具を除く。）」を加える。

別表第一の四の表の佐賀県大町警察署の項中「中通」の下に「宮浦町」を加える。

里町乙」に改め、同表の佐賀県白石警察署の江北交番の項中「大字佐留守志」を「大字佐留志」に改める。

別表第一の二の表の佐賀県鳥栖警察署の儀徳警察官駐在所の項中「旭新町」を「あさひ新町」に改め、同表の佐賀県大町警察署の福母警察官駐在所の項中「中通」の下に「宮浦町」を加え、同表の佐賀県大町警察署の橋下警察官駐在所の項中「大字芦原」の下に「大字大崎（久津具）」を加え、同表の佐賀県大町警察署の大崎警察官駐在所の項中「大字大崎」の下に「（久津具を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成十六年二月十九日から施行する。